

行政書士による代理申請の取扱いについて（案）

1 対象となる事務

- (1) 建設業許可事務
- (2) 経営事項審査申請事務
- (3) 建設工事等入札参加資格審査申請事務
- (4) 浄化槽工事業者登録申請事務
- (5) 特例浄化槽工事業者届出事務
- (6) 解体工事業者登録申請事務

2 取扱い

(1) 申請書の記載

ア 申請者、届出者の欄は、行政書士の記名で可とする。その際、上段に申請者名（法人である場合には法人名及び代表者名）を必ず記載し、その下段に「上記代理人」と明記し、続いて住所及び「行政書士」の明記、氏名を記載するものとする。

イ 申請者の事務担当者の欄には、当該代理申請を行った行政書士の連絡先を必ず記載すること。

(2) 委任状の添付

ア 委任状は各申請・届出ごとに作成し、委任状の日付は各申請・届出の日から3か月以内のものとする。

イ 委任の範囲は具体的に記載すること。

ウ 委任状には行政書士の登録番号（行政書士票の番号）を記載すること。

エ 委任状は、正本（原本）1部並びに副本（写し可）を申請書の部数提出すること。なお、受付印のある委任状（副本）を必要とする場合は、別途副本を1部作成の上、提出すること。

(3) 申請後の申請書類等の訂正

代理人申請により行政庁に提出した書類に訂正等が生じた場合は、委任権限がある場合に限って代理人による訂正を認めることとする。（委任状は修正する申請書等に添付されているものに訂正等の委任権限が明記されていれば別途求めない。）

(4) 建設業許可新規申請時等の営業所調査、経営事項審査における面接審査

建設業許可新規申請時、営業所新規開設時の営業所調査及び経営事項審査における面接審査については、申請者本人もしくは従業員等で内容について説明し、責任ある回答ができる者に対して行うこととする。（代理人の同席は可能）。

(5) 経営事項審査結果通知書の発送

代理人が経営事項審査結果通知書の受領を委任されている場合には、当該代理人あてに送付する（申請時に返信用の提携封筒（代理人のあて名及び裏面に申請者名及び許可番号を記載したもの、切手の貼付は不要）を添付）。

(6) 他行政庁に対する取扱い

この取扱いは山口県知事に対する申請等を対象にしているので、国土交通大臣及び他都道府県知事に対する申請等については、別途提出先へ確認のこと。